

～高齢者の皆さんの生活を支援する事業をご紹介します～

介護福祉課地域包括支援センター系の事業紹介

主な業務

〈総合相談〉生活の中で困っていることや心配なことについて、適切なサービスや機関につなぐお手伝いをします。

〈虐待・権利擁護〉人権や財産などを守るための支援を行います。

〈介護予防ケアマネジメント〉介護保険証の要介護認定区分等が「事業対象者」「要支援」に該当した方のケアプランの作成などを行います。

〈地域のケアマネジャーなどの支援〉ケアマネジャー等が扱う困難なケースに対する助言や支援を行います。

〈介護予防に関すること〉脳トレや体操教室、各種講座等、介護予防に関わるさまざまな取り組みを行います。

▼福生市地域包括支援センター福生

【場所】市役所1階9番介護福祉課内

【開所時間】月～土曜日午前8時30分～午後5時15分（水曜日は午後8時まで）※土曜日の正午～午後1時、日・祝日、年末年始を除く

【電話番号】☎ 551・1537

▼福生市地域包括支援センター熊川

【場所】福祉センター2階

【開所時間】月～土曜日の午前8時30分～午後5時15分※土曜日の正午～午後1時、日・祝日、年末年始を除く

【電話番号】☎ 510・2945

在宅介護支援センター

市内の高齢者の生活状況を把握するために、80歳以上の方を対象にセンター職員が、ご自宅を訪問しています。

在宅介護支援センターは、介護予防・生活支援にかかる各種サービスなどの相談や申請代行のほか、高齢者の見守り活動をしています。

▼在宅介護支援センター加美

【住所・電話番号】福生3244-10 特別養護老人ホーム第2サンシャインビル内・☎ 553・3720

▼在宅介護支援センター武蔵野

【住所・電話番号】福生2300-4 特別養護老人ホー

市内在住の高齢者や一緒に暮らすご家族が安心して生活できるように福祉、介護、健康、医療などに関するさまざまな相談支援を行います。

【問合せ】介護福祉課地域包括支援センター係 ☎ 551・1537

ムヨコタホーム内・☎ 553・6695

▼在宅介護支援センター南田園

【住所・電話番号】南田園2-9-1 グリーンシティ南田園103・☎ 539・0007

介護予防教室等のご案内

①一般高齢者向け介護予防教室

介護予防を目的とした元気はつらつ教室、脳と体のトレーニング教室、筋力向上トレーニング（教室開催時に広報ふっさでお知らせします）。

【対象】介護保険証の要介護認定区分等が「事業対象者」「要支援」「要介護」に該当しない方

②運動指導員派遣事業

依頼があった町会、自治会、老人会、小地域活動等に運動指導員を派遣し、1時間程度の体操指導を行います。

③理学療法士出張相談

理学療法士が地域に出向き、介護予防のための講話や生活についてのアドバイス、転倒予防のための体操指導などを行います。

介護福祉課高齢福祉系の事業紹介

各事業の詳細内容は介護福祉課高齢福祉係へお問い合わせください。

【問合せ】介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751

●生きがい活動支援デイサービス

家に閉じこもりがちな高齢者の健康増進、趣味活動等、介護予防や生きがいづくりを行います。

【費用】基本サービス1回180円（市民税非課税・生活保護受給者は無料）、食事サービス1食350円（おやつを提供する場合は450円）

●生活支援ショートステイサービス

短期間の宿泊により日常生活に対する指導や支援を行います。

【費用】1日800円（生活保護受給者は無料）、別途食事代・送迎費等

●配食サービス

在宅において食事の調理が困難な高齢者に対し、毎週月～土曜日の間に2回以内で、配達員が昼食をお届けして、安否の確認も行います。

【費用】1食400円

●生活支援ホームヘルプサービス

退院直後など、一時的に体調を崩し支援を必要とする高齢者にホームヘルパーを派遣し、家事の援助を行います。

【費用】1時間140円（市民税非課税・生活保護受給者は無料）

●徘徊高齢者家族支援サービス

認知症高齢者が徘徊した場合に、身につけている端末機を利用した位置情報サービスを活用し、居場所を速やかに確認し事故防止を図ります。

【費用】要した費用の1割

●緊急通報システム

慢性疾患がある等、常時注意が必要な一人暮らし高齢者等が、家庭内で緊急事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて東京消防庁に通報します。

【費用】設置費等の1割（市民税非課税・生活保護受給者は無料）

●火災安全システム

防火の配慮が必要な一人暮らしの高齢者等に、住宅用防災機器等を給付または貸与し、火

災発生に伴う火災警報器からの信号を東京消防庁に自動通報します。

【費用】設置費等の1割（市民税非課税・生活保護受給者は無料）

●自立支援日常生活用具給付

シルバーカー等の日常生活用具が必要と認められる方に対し、給付をします。

【費用】要した費用の1割（市民税非課税・生活保護受給者は無料）

●自立支援住宅改修給付

手すりの取り付け等が必要と認められる方に対し、給付をします。

【費用】要した費用の1割（市民税非課税・生活保護受給者は無料）

●老人用杖給付

所得税が非課税の世帯で、歩行が不安定な在宅の高齢者に対し、杖を支給し歩行の安定を図ります。

●寝具乾燥

寝具の自然乾燥が困難な高齢者に対し、毎月第三木曜日に寝具乾燥車を派遣し、寝具を乾燥します。

●訪問理美容サービス

心身の障害や傷病により理髪店や美容院に向くことが困難な高齢者（要介護3以上）に対して、ご自宅に訪問し、理美容を行います。

【費用】1回400円

●家族介護慰労助成

高齢者を介護している家族に対し、慰労金を助成します。

【対象】介護保険要介護認定で要介護4または5の市民税非課税世帯の在宅の高齢者で、過去1年間介護保険のサービスを受けなかった方を現に介護している家族（要介護認定を受けていない場合は、要介護認定と同じ方法を利用して要介護4または5に相当する方を介護している家族）

【慰労金】100,000円

●おむつ等の助成

寝たきりまたはこれに準ずる状態が継続すると認められ、現におむつを必要とし、かつ介護保険法に規定する要介護3以上の認定を受けている方等に、おむつ等を助成します（生活保護受給者は除く）。

●老人性白内障特殊眼鏡等費用助成

老人性白内障のため水晶体の摘出手術をし、眼内レンズの挿入が不可能な方が購入する特殊眼鏡やコンタクトレンズの費用を助成します。

●居住支援特別対策

高齢者の居住の安定と福祉の向上を図るため、民間賃貸住宅に居住する高齢者世帯に対し、居住支援特別給付金を支給します。

【給付額】月額5,000円

●救急医療情報キット配布

救急車を呼ぶような緊急事態に備え、医療情報を記入した用紙を保管する容器を配布します。

●介護サポーター

介護サポーターとして登録申請し、市内の福祉施設で介護サポーター活動（ボランティア活動）をして集めたポイント数によって、翌年度最大5,000円の交付金が受けられます。

●家具転倒防止装置設置

要介護認定を受けている方等へ、常時居住する家屋の家具に家具転倒防止装置を取り付けます。設置個数は、1家具につき1組として、1世帯あたり設置数量は3組以内です。

●高齢者見守りキーホルダー・アイロンシール

高齢者等で外出に不安のある方や徘徊の心配がある方を対象に、登録番号や連絡先の入ったキーホルダーとアイロンシールを交付します。

老人福祉センター

市内在住の60歳以上の方が利用できます。施設内には、お風呂、談話や憩いの場、マッサージチェア等があります。

【問合せ】社会福祉協議会 ☎ 552・2121